

横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会 第2回委員会会議録	
日 時	令和2年10月19日（月）14時00分～17時00分
開催場所	市庁舎16階 S03会議室
出席者	委 員：佐々委員長、上野委員、烏田委員、坂田委員、増子委員 高齢健康福祉課：佐藤課長、深野補佐、仲野
欠席者	なし
傍聴人	なし
開催形態	非公開
議 題	1 審査の進め方 2 提案書の審査 3 プレゼンテーション 4 最終審査 5 今後の選定スケジュール
決定事項	書類及びプレゼンテーション審査を経て、指定候補者を決定した。
議 事	<p>議事に先立ち、事務局から「選定委員会の定足数」、「会議の公開」、「応募状況」、「欠格事項の確認」について説明。</p> <p>本委員会は定足数を満たしているため、成立していることを報告。</p> <p>本委員会については、第1回委員会の場で非公開とすることを決定したため、非公開とすることを確認。</p> <p>応募状況等について、3社で構成される1団体から応募があった。</p> <p>応募団体の欠格事項該当の有無については、本日時点で結果が判明していないため、後日の報告となる。</p> <p>1 審査の進め方</p> <p>事務局から選定方法について資料1に沿って説明。</p> <p>配点は、15点満点については15段階採点、10点満点については10段階採点、5点満点については5段階採点とする。</p> <p>各委員の採点の平均点を得点（120点満点）とし、最低基準点は65点とする。</p> <p>プレゼンテーション審査後の採点で、得点が65点以上であれば、応募団体を指定候補者として選定する。</p> <p>手順としては、応募団体の財務状況について、上野委員よりコメントをいただき、それを踏まえて委員会の合議により、適・不適を佐々委員長に代表して判断していただく。</p> <p>その後、委員の皆様からそれぞれ審査のポイントについてご説明いただき、意見交換をしたうえで、最終的な採点を行っていただく。</p>

2 提案書の審査

(事務局から事前採点結果を返却、集計内容の確認)

(1) 委員から応募団体の財務分析結果についてコメント

(委員)

安全性について特段問題はないが、収益性が若干低い印象である。
全体を通して、今後事業運営で支障があるような状況ではない。

決算期のうち、3～4期については債務超過(負債>資産)の状態であったように思われるが、その後急激に売上高が回復している。

企業としてはしっかりしているので、指定管理に大きな心配・問題はないように思われる。

(2) 応募団体の財務状況の適不適の判断

(委員長)

代表企業及び構成企業の1社については特に大きな問題はないが、構成企業の残りの1社については少し2018年以前の状況に不安があるということであったが、代表企業が安定しているため事業体全体としては問題ないとして応募団体の財務状況として「適」と判断することとしたい。(⇒異議なし)

(3) 委員から応募団体の施設維持管理についてコメント

(委員)

提案書の作成に慣れていないためか、確認が必要な点が多々ある。

実際に必要性は認識していると思われるが、法定点検に関する記述がない。

また、特にふれーゆは高齢者施設なので、コロナに関する記述や具体的な対応を行うことが最も重要であると考えるが、コロナ禍の現状、提案書においてコロナ対策に関する記述がどこにもない。

実際に対応はできるとは思うが、提案書からはその確証が得られなかった。

もしこの団体に決まるようであれば、マニュアルの整備を徹底した方がよい。

(4) 書類審査結果の確認

応募団体：ふれーゆコミュニティーサポート

平均点：86.2点

3 プレゼンテーション

応募団体の持ち時間は15分間とし、その後、質疑応答を30分間行った。

	<p>4 最終審査</p> <p>プレゼンテーション・質疑応答を踏まえ、意見交換を行い、最終採点を行った。</p> <p>指定候補者：ふれーゆコミュニティーサポート 平均点：86.8点</p> <p>全体的に、高齢者による利用を促進するために、ケアプラザ等、地域の高齢者関連施設との連携や、利用促進・広報に関する積極的な取り組みについて具体的に提案していた点が高く評価された。</p> <p>(主に評価された事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性向上に向けた取組として、送迎車のラッピングによる宣伝や、健康入浴講座の開催など、施設を生かした提案に期待が持てる。 ・ 施設の広報に関して、独自のケーブルテレビ等を活用した施設アピールの取り組みについて評価された。 <p>5 今後の選定スケジュール</p> <p>選定評価委員会での報告を受けて、市で指定候補者を決定し、その後、市議会の議決により指定管理者が決定する。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>資料1 選定方法について</p> <p>資料2 本日のタイムスケジュール</p> <p>資料3 財務分析結果</p> <p>資料4 今後の選定スケジュール</p> <p>2 特記事項</p> <p>なし</p>